
プロジェクト	2013 年中に IASB により公表された新規の又は改正された会計基準等を対象とした IFRS のエンドースメント手続
項目	キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント

本資料の目的

1. 本資料は、公開草案に対して寄せられたコメントのうち、「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント」に対するコメントへの対応を検討することを目的とする。
2. 本資料は、2016 年 6 月 20 日に開催された第 27 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）における審議を踏まえ、一部修正している。

公開草案での提案の概要と提案に対するコメントの概要

（公開草案での提案）

3. IFRS 第 9 号（2013 年）では、キャッシュ・フロー・ヘッジについて、対象となる予定取引がその後に実施され、非金融資産又は非金融負債が認識される等の場合に、資本の内訳項目であるヘッジ手段に関して累積されたその他の包括利益累計額（キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金）を減額して、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならないとされている。これに対して、公開草案では、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の減額を、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めるのではなく、包括利益計算書のその他の包括利益を通じて行う提案を行っている。
4. 具体的には、IFRS 第 9 号（2013 年）第 6.5.11 項(d) (i)を次のように「削除又は修正」することを提案している。

（原文）

...

(d) the amount that has been accumulated in the cash flow hedge reserve in accordance with (a) shall be accounted for as follows:

(i) if a hedged forecast transaction subsequently results in the recognition of a non-financial asset or non-financial liability, or

a hedged forecast transaction for a non-financial asset or a non-financial liability becomes a firm commitment for which fair value hedge accounting is applied, the entity shall remove that amount from the cash flow hedge reserve and include it ~~directly~~ in other comprehensive income as well as the initial cost or other carrying amount of the asset or the liability. ~~This is not a reclassification adjustment (see IAS 1 Presentation of Financial Statement) and hence it does not affect other comprehensive income.~~

...

(仮訳)

(中略)

(d) (a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、次のように会計処理しなければならない。

(i) ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去してその他の包括利益に含めるとともに、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。~~これは組替調整ではないので (IAS 第1号「財務諸表の表示」参照) ので、その他の包括利益には影響しない。~~

(提案に対するコメントの概要)

5. 提案に対して次のコメントが寄せられた。

- (1) その他の包括利益の純損益へのリサイクリングの主張を補強するためにベアリス・アジャストメントを「削除又は修正」するのであれば、その必要性について、より説得的な説明が必要である。
- (2) 公開草案第6-2項で示された IFRS 第9号(2013年)第6.5.11項の「削除又は修正」案は、明瞭化するように修正すべきである。
- (3) IFRS 第9号(2013年)第6.5.15項(b)(i)のオプションの時間的価値について、「削除又は修正」が提案される IFRS 第9号(2013年)第6.5.11項(d)(i)と同様の処理を規定しているため、第6.5.15項(b)(i)も同様に「削除又は修正」の対象とすべきである。

コメントへの対応の検討

(ベースス・アジャストメントを「削除又は修正」する理由)

公開草案での提案

6. IFRS 第9号(2013年)で規定されるベースス・アジャストメントの処理について、公開草案では第2項及び第3項のように、「削除又は修正」を提案している。この理由について、公開草案では次のように説明している。

45. IASB がこのような変更を行ったのは、次の2つの理由による (IFRS 第9号(2013年) BC6.380項及びBC6.381項)。

- (1) ベースス・アジャストメントを組替調整として会計処理する場合、ベースス・アジャストメントの金額が非金融資産又は非金融負債が認識される期間と、当該非金融資産又は非金融負債が純損益に影響を与えるその後の期間の2度異なる期間に包括利益に影響し(前者はその他の包括利益、後者は減価償却費等を通じて)、包括利益を歪めることになること。
- (2) ベースス・アジャストメントを組替調整として表示すると、ベースス・アジャストメントが業績事象に該当するという誤解を招く印象を生むこと。

IASB は、ベースス・アジャストメントの取扱いの変更により、各期のヘッジ手段に係る利得又は損失がその他の包括利益に認識される一方、ヘッジ手段に関する利得又は損失の累計額は、その他の包括利益に影響せずに直接、非金融資産又は非金融負債の原価又は帳簿価額の調整とされるため、包括利益合計にすべての期間の純資産の変動(所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除く。)が反映されないことを認識していたが、ベースス・アジャストメントを行った期間の包括利益への影響を懸念して、前項の変更を行っている。

46. 2015年公表会計基準では、第18項にあるように、当委員会の考えとして、その他の包括利益に含まれたすべての項目について、その後、純損益へのリサイクリング処理が必要と主張する理由の中で、「包括利益と純損益の相違は、一部の資産及び負債について貸借対照表で使用される測定基礎と純損益を算出するために使用される測定基礎との相違から生じるものであり、本質的には時期の相違と考えられる。」とし、「概念上、全会計期間を通算した純損益の合計額は、全会計期間を通算した包括利益の合計額と等しくなる。」としている(第18項(3)参照)。このように、ノンリサイクリング処理の「削除又は修正」が必要であるとの主張を行う上で、純損益と包括利益は本質的

に認識される時期の相違であるとの理由づけをしている。

47. ここで、第44項に示すIFRS第9号(2013年)のベースス・アジャストメントの取扱いによると、純資産の変動(所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除く。)のうち包括利益に反映しない項目が生じるため、純損益と包括利益の相違の中に、認識される時期以外の相違が生じるとともに、全期間を通じた包括利益合計が全期間を通じた純損益の合計と一致しなくなる。このため、包括利益と純損益の関係に関する前項の考え方を一貫して主張していくために、IFRS第9号(2013年)のベースス・アジャストメントの取扱いを「削除又は修正」することとした。
48. この点、IASBでは、第45項に示す2つの理由により、従来からの取扱いの変更を行っているが、当委員会は、以下の理由から、第45項に十分な論拠があるとは考えていない。
- (1) IASBが包括利益への2度の影響を懸念している点については、当委員会は、包括利益への2度の影響はそれぞれ意味があり、特段問題ないと考えている。すなわち、「非金融資産又は非金融負債が認識される期間」における包括利益への影響は、非金融資産又は非金融負債の認識までにヘッジ手段に関して計上されたその他の包括利益を減額するものであり、これを通じて包括利益合計にすべての期間の純資産の変動(所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除く。)が反映されることになる。「当該非金融資産又は非金融負債が純損益に影響を与えるその後の期間」における包括利益への影響は、当該資産又は負債に含められたヘッジ手段の評価差額を純資産を通じて包括利益に反映させるものである。
- (2) また、ベースス・アジャストメントが業績事象に該当するという誤解を招くことのIASBの懸念に関しては、当委員会は、ベースス・アジャストメントの際にその他の包括利益が生じても業績の観点からは問題がないと考えている。すなわち、当委員会は、包括利益を、純資産を構成する認識された資産及び負債について企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を用いて測定したある期間における純資産の変動(所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除く。)と考えており、包括利益を総合的な業績指標と考えていないため、ベースス・アジャストメントの際にその他の包括利益が生じても業績とは捉えていない。

7. なお、公開草案の審議の過程でも、IFRS第9号(2013年)のベースス・アジャス

トメントでは、資本の内訳項目であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を減額する際に、その変動をその他の包括利益にするか否かが扱われており、純損益に影響は生じないため、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、「削除又は修正」を行うべきでないとの意見も聞かれていた。

寄せられたコメント

8. 公開草案の提案に対して、本資料第4項(1)のコメントが寄せられている。具体的に以下のとおりである。

「ベース・アジャストメントは、純損益には影響せず、厳密にはノンリサイクリングの問題とは言えない」、「ベース・アジャストメントはヘッジ会計の簡素化として導入されたものであり、削除・修正により実務上の困難さを増幅させることになる」、「論点として些末であり、削除・修正を必要最小限にする観点からそのままでのよい」という理由から、本提案に賛同しない意見も寄せられた。

リサイクリングの主張を補強するためにベース・アジャストメントを削除・修正するのであれば、この主張を行うことで、いかにIASBへの意見発信の強化につながるのかについて、説得的な説明が必要である。

キャッシュ・フロー・ヘッジのベース・アジャストメントに関する本「削除又は修正」案は、「その他の包括利益の会計処理(案)」第46項に記載されている、「概念上、全会計期間を通算した純損益の合計額は、全会計期間を通算した包括利益の合計額と等しくなる」という、貴委員会の考え方に基づくものと理解している。これは、初度エンドースメント手続において、その他の包括利益に含まれたすべての項目について、純損益へのリサイクリング処理を必要とするとした理由の1つであり、本「削除又は修正」が、その他の包括利益のリサイクリング処理を必要とする貴委員会の考え方と一貫したものであることは理解する。ただし、この領域においてリサイクリング処理を導入することの実際上の有用性や、ベース・アジャストメントという会計処理にその他の包括損益を用いることの理論的意義、更にはIASBがリサイクリング処理を導入しない理由として示した事項(IFRS9:BC6.380)への明確かつ具体的な反論が示されることが期待される。

コメントへの対応案

9. いずれのコメントも公開草案の提案に直接反対するものではないが、提案を維持する場合には、より積極的にその理由を説明すべきとの趣旨と考えられる。
10. 本資料第6項に示すように、公開草案の審議の過程でも、本論点は純損益に影響が

ないため、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、「削除又は修正」を行うべきでないとの意見が聞かれたが、純損益へのリサイクリング処理の必要性を主張していくために重要と考え、「削除又は修正」を提案していた。

11. 受領したコメントも踏まえて、IFRS 第9号（2013年）のベースス・アジャストメントの取扱いを「削除又は修正」する第46項及び第47項の意義を、別の形で表現することが考えられる。具体的には、下記点線囲み内の赤字下線部分（第47項後段）を挿入している。

47. 2015年公表会計基準では、第18項にあるように、当委員会の考えとして、その他の包括利益に含まれたすべての項目について、その後、純損益へのリサイクリング処理が必要と主張する理由の中で、「包括利益と純損益の相違は、一部の資産及び負債について貸借対照表で使用される測定基礎と純損益を算出するために使用される測定基礎との相違から生じるものであり、本質的には時期の相違と考えられる。」とし、「概念上、全会計期間を通算した純損益の合計額は、全会計期間を通算した包括利益の合計額と等しくなる。」としている（第18項(3)参照）。このように、ノンリサイクリング処理の「削除又は修正」が必要であるとの主張を行う上で、純損益と包括利益は本質的に認識される時期の相違であるとの理由づけをしている。

48. ここで、第44項に示すIFRS第9号（2013年）のベースス・アジャストメントの取扱いによると、純資産の変動（所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除く。）のうち包括利益に反映しない項目が生じるため、純損益と包括利益の相違の中に、認識される時期以外の相違が生じるとともに、全期間を通じた包括利益合計が全期間を通じた純損益の合計と一致しなくなる。このため、包括利益と純損益の関係に関する前項の考え方を一貫して主張していくために、IFRS第9号（2013年）のベースス・アジャストメントの取扱いを「削除又は修正」することとした。

言い換えれば、ベースス・アジャストメントのように純損益へのリサイクリングに直接関係しない取扱いであっても「削除又は修正」を行うことで、純損益へのリサイクリングの主張の基礎に、全期間の純資産の変動（所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除く。）の合計が純損益と包括利益の両方に反映されるとの考え方がある旨をより強調することになると考えている。

49. この点、IASBでは、第45項に示す2つの理由により、従来からの取扱いの変更を行っているが、当委員会は、以下の理由から、第45項に十分な論拠があるとは考えていない。

- (1) IASB が包括利益への 2 度の影響を懸念している点については、当委員会は、包括利益への 2 度の影響はそれぞれ意味があり、特段問題ないと考えている。すなわち、「非金融資産又は非金融負債が認識される期間」における包括利益への影響は、非金融資産又は非金融負債の認識までにヘッジ手段に関して計上されたその他の包括利益を減額するものであり、これを通じて包括利益合計にすべての期間の純資産の変動（所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除く。）が反映されることになる。「当該非金融資産又は非金融負債が純損益に影響を与えるその後の期間」における包括利益への影響は、当該資産又は負債に含められたヘッジ手段の評価差額を純資産を通じて包括利益に反映させるものである。
- (2) また、ベースス・アジャストメントが業績事象に該当するという誤解を招くことの IASB の懸念に関しては、当委員会は、ベースス・アジャストメントの際にその他の包括利益が生じても業績の観点からは問題がないと考えている。すなわち、当委員会は、包括利益を、純資産を構成する認識された資産及び負債について企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を用いて測定したある期間における純資産の変動（所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除く。）と考えており、包括利益を総合的な業績指標と考えていないため、ベースス・アジャストメントの際にその他の包括利益が生じても業績とは捉えていない。

ディスカッション・ポイント

上記のコメントへの対応案に対して、ご意見をいただきたい。

（「削除又は修正」の文言の修正）

公開草案での提案

12. 本資料第 3 項のとおりである。

寄せられたコメント

13. 本資料第 4 項(2)のコメントが寄せられ、IFRS 第 9 号（2013 年）第 6.5.11 項につ

いて次の修正が提案された（赤字二重下線は追加提案部分、赤字二重取消線は削除提案部分）。

(d) (a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、次のように会計処理しなければならない。

(i) ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額を その他の包括利益に含めることを通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去 ~~するしてその他の包括利益に含めるとともに~~、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。これは ~~組替調整ではない（IAS 第1号「財務諸表の表示」参照）~~ので、~~その他の包括利益には影響しない。~~

(以下 略)

コメントへの対応案

14. 当該コメントは、公開草案で提案した表現では、包括利益計算書におけるその他の包括利益での認識を通じて財政状態計算書の資本の独立項目であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金が減少するプロセスが不明瞭であることから改善を提案するものと考えられる。例えば、英語での表現を勘案し、IFRS の原文を次のように修正することが考えられる（赤字下波線は追加部分）。

(原文)

...

(d) the amount that has been accumulated in the cash flow hedge reserve in accordance with (a) shall be accounted for as follows:

(i) if a hedged forecast transaction subsequently results in the recognition of a non-financial asset or non-financial liability, or a hedged forecast transaction for a non-financial asset or a non-financial liability becomes a firm commitment for which fair value hedge accounting is applied, the entity shall remove that amount from the cash flow hedge reserve by recognising it in other comprehensive income and include it ~~directly~~ in the initial cost or other carrying amount of the asset or the liability. ~~This is not a reclassification adjustment (see IAS 1 Presentation of Financial Statement) and hence it does not affect other comprehensive income.~~

...

(仮訳)

(中略)

(d) (a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、次のように会計処理しなければならない。

(i) ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額をその他の包括利益での認識によりキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去して、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。これは組替調整ではないので(IAS 第1号「財務諸表の表示」参照)ので、~~その他の包括利益には影響しない。~~

ディスカッション・ポイント

上記のコメントへの対応案に対して、ご意見をいただきたい。

(オプションをヘッジ手段とする場合の当該オプションの時間的価値の「削除又は修正」の追加)

公開草案での提案

15. IFRS 第9号(2013年)のベースス・アジャストメントについて、本資料第3項の「削除又は修正」を提案しているのみである。

寄せられたコメント

16. 本資料第4項(3)のコメントとして、具体的に次のコメントが寄せられた。

IFRS 第9号第6.5.15項(b)(i)では、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合に、取引に関連したヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される非金融資産又は非金融負債に係る確定約定の認識を生じる場合における、ヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動の累計額について、第6.5.11項(d)(i)のキャッシュ・フロー・ヘッジのベースス・アジャストメントと同様の会計処理を規定している。そのため、第6.5.11項(d)(i)を「削除又は修正」の対象とするのであれば、第6.5.15項(b)(i)も同様に「削除又は修正」の対象とすることが整合的である。

分析

17. オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合、オプションの時間的価値については、以下のとおり、それが取引に関連するヘッジ対象に係るものか、期間に関連するヘッジ対象に係るものか区別して会計処理することとされている（IFRS 第9号（2013年）B6.5.29項）。

(1) 取引関連：オプションの時間的価値が取引のコストの性格を有する場合。例えば、商品の購入を商品価格リスクに対してヘッジしていて、その取引コストを棚卸資産の当初測定に含める場合が該当する。この場合、オプションの時間的価値は、当初測定に含められるので、ヘッジ対象と同じ時点で純損益に影響を与える。

(2) 期間関連：オプションの時間的価値が特定の期間にわたるリスクに対する防御を得るためのコストの性質を有する場合。例えば、商品在庫を一定期間、公正価値の下落に対してオプションを用いてヘッジする場合、オプションの時間的価値はその期間全体の防御に対するコストである。この帰結として、一定期間にわたって規則的かつ合理的な基準で償却される。

18. 時間的価値が取引に関連するヘッジ対象に係るものである場合、オプションの時間的価値に関して累積されたその他の包括利益累計額は、ヘッジ対象がその後に非金融資産又は非金融負債等の認識を生じる場合にその他の包括利益に影響させずに直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に直接含めることとされている。当該取扱いは、第6-2項で「削除又は修正」した「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベース・アジャストメント」と同様の処理である。

当該処理を次の例で示す。「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベース・アジャストメント」は仕訳⑤であり、オプションの時間的価値に関する取扱いは仕訳⑥である。

(前提)

将来の商品購入に係る予定取引を、当該商品を原資産とする買建オプションを用いてヘッジする。

- X1 年買建オプションの当初の購入価格：100
- X1 年期末における買建オプションの公正価値：120
(本源的価値 25 増加、時間的価値 5 減少)
- 買建オプションの本源的価値部分をヘッジ手段として指定。期間中、ヘッジは 100%有効であったとする。
- X2 年期首に商品を購入。購入価格：700
- X2 年期中の商品販売時の価格：850

(仕訳：X1 年)

X1 年中：買建オプションの購入

(借方)オプション 100 (貸方)現金 100 (仕訳①)

X1 年期末：買建オプションの公正価値評価

本源的価値部分

(借方)オプション 25 (貸方)OCI 25 (仕訳②)

時間的価値部分

(借方)OCI 5 (貸方)オプション 5 (仕訳③)

X1 年期末 BS

(資産)		(負債)	
オプション	120	・・・	
・・・		(資本)	
		・・・	
		CF ヘッジ剰余金	25 (本源的価値)
		AOCI	▲5 (時間的価値)
		・・・	

(仕訳：X2年)

X2年 期首：商品購入時

(借方) 棚卸資産 700 (貸方) 現金 700 (仕訳④)

(借方) CFヘッジ剰余金 25 (貸方) 棚卸資産 25 (仕訳⑤)

(借方) 棚卸資産 5 (貸方) AOCI 5 (仕訳⑥)

仕訳⑤は「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベシス・アジャストメント」の会計処理（IFRS第9号（2013年）第6.5.11項(d)(i)）で、包括利益計算書のその他の包括利益に影響することなく、資本の区分項目（上記の「CFヘッジ剰余金」）の残高が増減する。

仕訳⑥についても、時間的価値を累積していた資本の区分項目（上記の「AOCIその他」）の残高を除去し、棚卸資産の取得原価に直接含めることとされており（IFRS第9号（2013年）第6.5.15項(b)(i)）、仕訳⑤と同様に包括利益計算書のその他の包括利益に影響を与えない。

(注1)

仕訳⑤は、公開草案の「削除又は修正」の案（「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベシス・アジャストメント」に関するIFRS第9号（2013年）第6.5.11項(d)(i)の「削除又は修正」の案）によると、次のとおりとなる。

(借方) その他の包括利益 25 (貸方) 棚卸資産 25

(注2)

仕訳⑥について、仮に包括利益計算書のその他の包括利益を通して行うように「削除又は修正」する場合（後述の第19項参照）、次のとおりとなる。

(借方) 棚卸資産 5 (貸方) その他の包括利益 5

X2年 期首：オプションの清算

(借方) 現金 120 (貸方) オプション 120 (仕訳⑦)

X2年 期中：商品売上時

(借方) 現金 850 (貸方) 売上 850 (仕訳⑧)

(借方) 売上原価 680 (貸方) 棚卸資産 680 (仕訳⑨)

コメントへの対応案

19. オプションの本源的価値が取引に関連するヘッジ対象に係るものである場合の、当該オプションの時間的価値の変動の累計額を非金融資産若しくは非金融負債等の当初原価又はその他の帳簿価額に直接含める会計処理（IFRS 第9号（2013年）第6.5.15項(b)(i)）については、その他の包括利益を通さずに、その他の包括利益累計額が増減する点で、公開草案において「削除又は修正」を提案した「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント」と同様の会計処理になる。

この取扱いについては、本資料第16項にある寄せられたコメントを踏まえて、「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント」で「削除又は修正」を行った趣旨を一貫させるため、包括利益計算書のその他の包括利益を通して行うように「削除又は修正」することが考えられる（この場合の仕訳例については、第18項設例の(注2)参照）。

20. 以下では、本項目を前項に記載したように「削除又は修正」した場合の文案を示す。また、IAS 第1号「財務諸表の表示」第96項について、IFRS 第9号（2013年）による改訂を反映しつつ、ベースス・アジャストメントに係る「削除又は修正」を行う必要のある部分があるため、当該文案も以下に示す（いずれも、赤字下波線は追加部分、赤字取消線は削除部分）。

IFRS 第9号（2013年）

（原文）

6.5.15 When an entity separates the intrinsic value and time value of an option contract and designates as the hedging instrument only the change in intrinsic value of the option (see paragraph 6.2.4(a)), it shall account for the time value of the option as follows (see paragraphs B6.5.29-B6.5.33):

...

(b) the change in fair value of the time value of an option that hedges a transaction related hedged item shall be recognised in other comprehensive income to the extent that it relates to the hedged item and shall be accumulated in a separate component of equity. The cumulative change in fair value arising from the time value of the option that has been accumulated in a separate component of equity

(the ‘amount’) shall be accounted for as follows:

- (i) if the hedged item subsequently results in the recognition of a non-financial asset or a non-financial liability, or a firm commitment for a non-financial asset or a non-financial liability for which fair value hedge accounting is applied, the entity shall remove the amount from the separate component of equity by recognising it in other comprehensive income and include it ~~directly~~ in the initial cost or other carrying amount of the asset or the liability. ~~This is not a reclassification adjustment (see IAS 1) and hence does not affect other comprehensive income.~~

...

(仮訳)

6.5.15 項

企業がオプション契約の本源的価値と時間的価値を区分し、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合 (6.2.4 項(a)参照) には、オプションの時間的価値を次のように会計処理しなければならない (B6.5.29 項から B6.5.33 項参照)。

(中略)

- (b) 取引に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動は、ヘッジ対象に関連する範囲でその他の包括利益に認識し、資本の独立の内訳項目に累積しなければならない。資本の独立の内訳項目に累積された、オプションの時間的価値から生じた公正価値変動の累計額は、次のように会計処理しなければならない。

- (i) そのヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される非金融資産又は非金融負債に係る確定約定の認識を生じる場合には、当該金額を その他の包括利益での認識により 資本の独立の内訳項目から除去し、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に 直接 含めなければならない。 ~~これは組替調整ではない (IAS 第1号参照) ので、その他の包括利益には影響しない。~~

(以下 略)

IAS 第1号

(原文)

96 Reclassification adjustments do not arise on changes in revaluation surplus recognised in accordance with IAS 16 or IAS 38 ~~or on~~ ~~remeasurements of defined benefit plans recognised in accordance with IAS 19.~~ These components are recognised in other comprehensive income and are not reclassified to profit or loss in subsequent periods. Changes in revaluation surplus may be transferred to retained earnings in subsequent periods as the asset is used or when it is derecognised (see IAS 16 and IAS 38). ~~In accordance with IFRS 9, reclassification adjustments do not arise if a cash flow hedge or the accounting for the time value of an option (or the forward element of a forward contract or the foreign currency basis spread of a financial instrument) result in amounts that are removed from the cash flow hedge reserve or a separate component of equity, respectively, and included directly in the initial cost or other carrying amount of an asset or a liability. These amounts are directly transferred to assets or liabilities.~~

(仮訳)

第 96 項

組替調整額は、IAS 第 16 号又は IAS 第 38 号に従って認識された再評価剰余金の変動や、IAS 第 19 号に従って認識された確定給付制度の再測定については生じない。これらの内訳項目はその他の包括利益に認識され、その後の会計期間において純損益に組み替えられることはない。再評価剰余金の変動は、その後の期間において、資産が使用されるに従って又は認識の中止をした時に、利益剰余金に振り替えることができる (IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号参照)。~~IFRS 第 9 号に従って、組替調整額は次の場合には生じない。それは、キャッシュ・フロー・ヘッジ又はオプションの時間的価値 (又は先渡契約の先渡要素若しくは金融商品の外貨ベース・スプレッド) の会計処理により、それぞれ、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金又は資本の独立項目から除去される金額が生じ、資産又は負債の取得原価その他の帳簿価額に直接算入される場合である。これらの金額は資産又は負債に直接振り替えられる。~~

(結論の背景)

オプションの時間的価値の会計処理 (第 6-3 項)

51. ~~IFRS 第 9 号 (2013 年) 6.5.15 項においては、将来の商品購入等をヘッジ対象とする~~

一定の場合で、オプションの本源的価値の変動をヘッジ手段に指定しているときには、当該オプションの時間的価値の変動をその他の包括利益に認識することとしている。また、その後に非金融資産又は非金融負債等の認識を生じる場合に、累積されたその他の包括利益累計額を取引費用と同様に当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に含めることとされているが、その際、包括利益計算書でその他の包括利益を認識せずに、直接、当該原価又はその他の帳簿価額に含めることとされている。これは、第 6-2 項で「削除又は修正」した「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベース・アジャストメント」と同様の処理であることから、当該オプションの時間的価値の会計処理についても「削除又は修正」することとした。

52. IFRS 第 9 号 (2013 年) 6.5.16 項では、企業が先渡契約の先渡要素と直物要素を区分し、先渡契約の直物要素の価値の変動のみをヘッジ手段に指定している等の場合、オプションの時間的価値の会計処理と同様の処理を適用することができることとされている。このため、前項と同様に、先渡要素等の部分に関する会計処理についても「削除又は修正」を行うことが考えられるが、当該会計処理は IFRS 第 9 号 (2013 年) 6.5.15 項のオプションの時間的価値の変動の会計処理を参照しているため、文言上、追加の「削除又は修正」はない。

参考：作業部会における検討

21. 作業部会では、オプションの時間的価値の変動の取扱い (IFRS 第 9 号 (2013 年) 第 6.5.15 項 (b) (i)) について、①「削除又は修正」を行う案、②「削除又は修正」を行わない案、の 2 案を検討した。①は「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベース・アジャストメント」で「削除又は修正」を行った趣旨を一貫させることが理由であり、②は、公開草案の審議の過程で「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベース・アジャストメント」について純損益に影響しない「削除又は修正」を提案することに懸念が示されたことを踏まえて、通常重要性はないと考えられるオプションの時間的価値まで同様の「削除又は修正」しないとの理由である。

審議の結果、全期間の包括利益合計にすべての純資産の変動が含まれるとのリサイクリングの基礎にある考え方を確保するためには、「削除又は修正」を網羅する必要があるのではないかと①を支持する意見が複数あり、前項のとおり、オプションの時間的価値の変動についても「削除又は修正」する提案を行っている。

ディスカッション・ポイント

上記の第 19 項のとおり、オプションの時間的価値が取引に関連するヘッジ対象に係るものである場合に、当該時間的価値の変動の累計額を非金融資産若しくは非金融負債等の当初原価又はそ

審議事項(4)-3

の他の帳簿価額に直接含める会計処理（IFRS 第9号（2013年）第6.5.15項(b)(i)）について、その他の包括利益を通じて行うように「削除又は修正」を行うべきか否かについてご意見をいただきたい。

以 上